

紹介手数料の返戻金制度に関する事項

事業所名 株式会社アーティスソリューションズ

許可番号 (13-ユ-314582)

1. 採用決定者が本人の都合若しくは本人の責めにより入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、当事業所は紹介手数料の 50%を求人者に返還する。
但し、業務開始日当日の退職（連絡なしの未出社の場合も含む）の場合は、紹介料の 100%を求人者に返還する。
2. 紹介予定派遣契約にもとづく紹介の場合は、前項の適用除外とする。
3. 当事業所は、求人者が本定めによる紹介手数料の返還請求を行った場合、その請求を受けてから 1 ヶ月以内に求人者が指定する口座に返金するものとする。

以上